

# 共立女子大学学位規程

(制定 平成22年3月9日)

## (目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び共立女子大学学則（以下「学則」という）第45条の3の規定に基づき、共立女子大学（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

## (付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

家政学部	学士（家政学）
文芸学部	学士（文芸学）
国際学部	学士（国際学）
看護学部	学士（看護学）
ビジネス学部	学士（ビジネス学）
建築・デザイン学部	学士（美術）

## (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第44条および第44の2の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

## (学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位授与し、学位記を交付するものとする。

## (学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「共立女子大学」と付記するものとする。

## (学位の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

## 付 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

## 付 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

## 付 則

この規程は、2020年4月1日より施行する。

## 附 則

この規程は、2023（令和5）年4月1日より施行する。